

定款

株式会社あみやき亭

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 あみやき亭 と称し、英文ではAMIYAKI TEI CO. , LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. 食料品の卸及び小売業
3. フランチャイズ形態によるレストラン経営指導
4. 経営コンサルタント業務
5. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 愛知県春日井市 に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、43,200,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- (3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- (2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令でさだめるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- (2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- (2) 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会規程）

第 26 条 取締役会に関しては法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第 27 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の数）

第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2) 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、1 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関しては法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当することができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。